

# 令和7年度・第6回 富士見市国民健康保険運営協議会 議事録

<b>日 時</b>	令和8年1月22日（木曜日） 開会 午後3時00分 閉会 午後3時54分					
<b>場 所</b>	富士見市役所2階 市長公室					
<b>出席者</b>	<b>委 員</b>	吉野会長	池内 会長代理	塩野委員	東海林委員	南委員
		○	欠	○	○	欠
		萩元委員	岡委員	濱田委員	北村委員	黒田委員
		○	○	欠	欠	欠
		富士原委員	福本委員	向井委員	高橋委員	石丸委員
		○	○	○	○	欠
		鮫名委員	厚澤委員	三枝委員		
		欠	○	○		
	<b>事 務 局</b>	市民部 保険年金課 収税課 塩野部長 柏木課長、沼尾副課長、叶主査、宇津木主任 横山課長				
<b>公開・非公開</b>	公開（傍聴者なし）					



	<p>「なし」の声</p> <p>討論がなければ、採決をいたします諮問第1号に賛成の方の挙手を願います。</p> <p>&lt;挙手全員&gt;</p> <p>挙手全員でありますので、諮問第1号は承認されました。</p> <p>諮問第2号 富士見市国民健康保険税条例の一部改正について事務局より富士見市国民健康保険税条例の一部改正について説明。</p> <p>&lt;質疑応答&gt;</p>
<p>会長</p>	<p>事務局から説明がありました。それでは、質疑を受けます。</p>
<p>委員</p>	<p>この不能欠損の資料については、前回の会議での要求があったため用意いただいたものと思います。</p> <p>不能欠損の金額は、歳入で調整されているかと思いますが、マイナスのまま次年度の予算の際に考慮されるとするならば、本来はゼロであるべきであるのに毎年繰り越されているわけです。</p> <p>確かにこの資料を見ると、令和4年に比べて5年、6年と頑張って減らしてきましたという印象を持っていて、非常に努力を認める場所なのですが、この欠損額が発生した原因は何かということについて私自身は納得してない部分があります。</p> <p>コンビニ納付などで自ら支払う人の収納率が低いけれど、年金からの天引き者や自動で払うもしくは口座振替を申請した方からは100%回収できます。</p> <p>そうすると、年金から天引きされている人や口座振込を選んだ人からすると、この不能欠損というのは、本来発生するものではないと思うのですが、なぜこの金額が毎年残るのでしょうか。ご説明いただきたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>不能欠損の起こる要因といたしましては、大部分は対象者に税を納めるだけの財産がないということでございます。</p> <p>財産調査をし、給与、株式、生命保険等すべて詳しく調べてございますが、差押禁止額がございまして。その額以上のものは差し押さえて徴収することができますが、その額以下のものは徴収できないことになっておりますので、不能欠損の扱いをしています。</p>
<p>委員</p>	<p>この不納欠損がしっかりと国保税を納める方々の負担になっていて、結果的に予算の増というかたちになっているのではないのでしょうか。不能欠損分を何で埋めるのかとなったときに、年金から天引きをされる年金者や自身で振り込みに行く人、もしくは強制的に口座から引き落としがされる人が負担しているのではないかと。そうだとしたら、国保税が払えない方々をいかにして少なくするのか。国</p>

	<p>民健康保険の歳入に対する策を打つよりも、生活保護などでカバーするようなことはできないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>当然生活保護を受ける方もいらっしゃいます。生活保護を受けられた方もすぐに欠損するのではなく、収入が回復することが考えられますので、その部分については、3年経過したごとに不能欠損にするかどうかの評価をさせていただきます。</p>
<p>委員</p>	<p>不納欠損は、本来、何らかの計算ミスがない限りはゼロです。ということは、現状、常に負の遺産を抱えているということです。</p> <p>それからもう1つ聞きたいのですが、令和4年～6年に不能欠損が改善された1つの成果として、何か生活に対する補填やその補助活動のようなことをされた結果でしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>仕事を始めたなどで預金が増えたので差し押さえた、給与が増えて余裕ができたので差し押さえたなど、そのようなことの繰り返しになっています。</p>
<p>委員</p>	<p>基本的に保険料の徴収方法は特別徴収か普通徴収かで、私は年金受給者ですので、年金の特別徴収によって徴収されています。あるいは会社勤めの方はいろいろパターンあるのですが、給与から天引きされています。</p> <p>ところが、普通徴収の方は、直接自分で銀行などの金融機関に行って直接収めるパターンがあります。そこにロスができるのです。真面目に納めてくれる人はいいいのですが、普通徴収の方の中にはいろいろ言い訳をして、払ってくれない人もいるわけですね。</p> <p>最終的に担税力、税負担の能力がない人が、財産調査を受けたり、あるいは給与の差し押さえをしたり、様々なかたちで市の徴収努力をしているにもかかわらず、担税力がなくて、お金や財産がないためずっと滞納と滞納繰越が続いています。最終的に、いわゆる不良債権になっているわけです。</p> <p>表を見たときに、不納欠損額が下がってきたのは、いわゆるそういった分納処理を重ねてきて、安易に落とすわけにいかないのです。</p> <p>あくまでも徴収努力をした上で、納税者の担税力ないためやむを得ず、それで不良債権として最終的には処理をするのだと思います。</p> <p>そのような中で、やむを得ず落として、不良債権として処理してきて、段々と下がってきたのではないかと思っているのですが。</p> <p>国保に限らず、住民税も、滞納している人は滞納しているのですね。そのため、全ての滞納整理をした結果、下がってきたのではないかということで、私は理解しているのですが、いかがでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>委員のおっしゃるとおりです。</p>
<p>委員</p>	<p>滞納額が毎年減っているからいいじゃないかという資料に私は見えてしまったのですが、なぜ滞納額がゼロにならないのかというの</p>

	<p>は、裏にもっと深い意味があるような気がするのです。</p> <p>払えない方の基本的な人権を思っただけなのは構わないのですが、不納欠損がしっかりと国保税を納める方々の負担になっているとしたら、果たして彼らはそれに対して何を我々に返してくれているのだろうかなど憤りを感じているところです。</p> <p>住民税や市民税、国民健康保険税を払わないで、でも3割負担で病院に行っているのは何かおかしいなと思うのです。</p>
<p>委員</p>	<p>やむを得ず滞納してしまって、けれど医療は受けざるを得ない。前は、そのように滞納していてもある程度納税努力をしている方々に、短期保険証を出していたかと思います。</p> <p>何かそういうことを、今行っていますか。事情と言いますか、理由もあわせて聞きたいのです。</p>
<p>事務局</p>	<p>いわゆる短期保険証に関するご質問かと思います。今は、資格確認書と名称が変わりましたが。それから、資格証明書という医療機関に10割自己負担でかかり、後日給付を行う証明書がございましたが、実際に過去数年は発行したことはありません。短期保険証がまだありましたので、半年に1度納税相談に来ていただき、納税をしていただく。それでその都度期限を延ばした保険証を交付するという対応を行っていました。</p> <p>ただ、現在はマイナ保険証となり、このような制度がなくなりました。特別療養給付という、昔の資格証明書と同様に一度10割負担で医療機関を受診していただく対応を行っていきます。従前よりも政令等で要件をしっかりと定めて、適用していく方向になっております。</p> <p>滞納があつてすぐに特別療養給付に該当するかというと、そうはなっておりませんので、要件を踏まえた上で、特別療養給付の通知を出していく対応としていきますので、よろしくお願ひします。</p>
<p>会長</p>	<p>私からも、この滞納の問題、収納率をぜひこれからも努力していただいて、少しでも滞納対策をしっかりとしていただけたらとお願いをさせていただきます。</p> <p>さて、富士見市国民健康保険税条例の一部改正についてこの他質疑はありますでしょうか。</p> <p>「なし」の声</p> <p>質疑がなければ討論を行います。</p> <p>「なし」の声</p> <p>討論がなければ、採決をいたします諮問第2号に賛成の方の挙手を願ひます。</p> <p>&lt;挙手全員&gt;</p>

	<p>挙手全員でありますので、諮問第2号は承認されました。</p> <p>6. その他  その他でございますが、委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。</p> <p>「なし」の声</p> <p>ないようでしたら事務局いかがでしょうか。</p> <p><b>事務局</b></p> <p>本日を持ちまして、今年度の国民健康保険運営協議会は最後とさせていただきます。1年間本当にありがとうございました。</p> <p>次回の開催日程ですが、来年度の4月23日(木)、同じく午後3時から市長公室にて開催する予定でございます。</p> <p>お忙しい中ではございますが、ご出席をお願いできたらと思っております。</p> <p>事務局からは以上です。</p> <p>7. 会議録の確認  会議録がまとめ次第、萩元委員と塩野委員に署名依頼</p> <p>8. 閉会</p>
--	--